

# 令和 7 年度第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和 7 年 8 月 1 日（金）10：00～12：00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り

13 名/15 名 出席により会議成立

議事録：

会議次第：

- 1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 前場総括）
- 2 挨拶 （挨拶：環境生活部 末永部長）
- 3 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

- イ 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策の  
実施状況（案）の評価について （資料 1～3）
- ロ 食の安全安心確保推進基本計画（第 5 期）の策定について （資料 4～5）  
（説明：食と暮らしの安全推進課 梶原課長）

（2）報告

- イ 食品に係る放射性物質検査結果について （資料 6）  
（説明：食と暮らしの安全推進課 中田技術副参事）

（3）その他

4 閉会

議題イ及びロについては原案により承認

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただ今より、令和 7 年度第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。  
それでは、開会にあたりまして、宮城県環境生活部長 末永より御挨拶を申し上げます。

（挨拶）

本日は、お忙しいところ、そしてお暑い中、そしておとといは津波警報が発令され、沿岸部皆様におかれましては大変な思いをされたこととお察し申し上げます。そうした中で本日「第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議」に御出席いただきありがとうございます。

日頃、委員の皆様方におかれましては、本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本日の会議では、前回評価をお願いした、食の安全安心に関する令和 6 年度の施策の実施状況の評価案に

ついでに議題と、今年度末の策定を目指す、第 5 期基本計画についての議題の 2 つを御審議いただく予定としております。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、短期間で評価いただきましたこと、西川会長におかれましては、委員皆様の評価をとりまとめ、総評いただきましたこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

また、第 5 期基本計画につきましては、今年 2 月と 6 月の会議で御審議いただいた「計画策定の流れ」、「施策体系」、「数値目標の方向性」に引き続き、今回、最後の主な検討事項である「具体的な数値目標」を御審議いただくことで、計画策定も大詰めの段階を迎えることとなります。

素案の作成にあたりましては、食の安全安心について、生産から消費まで一気通貫で施策を網羅する必要性、意義は大事にしつつも、各個別計画との重複などによる分かりにくさや、業務の効率性の視点も加味して、大幅に見直ししました。

県民にとってより良く、より分かりやすい計画を策定できるよう、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### （会議成立報告）

本日の会議は、13 人の委員に御出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、委員の半数以上の御出席により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。

#### （資料確認）

議事に入る前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料を御確認願います。

資料 1 は「基本計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策の実施状況（案）に対する評価結果一覧」です。

資料 2 は「基本計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策実施状況（案）」です。

資料 3 は「施策の実施状況（案）の評価に付された委員意見に対する県の考え方」です。

資料 4 は「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）（素案）」です。

資料 5 は「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）の数値目標及び各施策が位置付けられている他計画等一覧」です。

資料 6 は「食品に係る放射性物質検査結果」となります。

このほか、「フードロスクーポン参加店舗募集チラシ」がございますが、全てお揃いでしょうか。

それでは議事にはいります。当会議は情報公開条例第 19 条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきたいと存じます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 1 項の規定により会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願いいたします。

#### （議事進行）：西川会長

皆さん、おはようございます。

本日、第 2 回目の会議ということで、評価、それから次期基本計画の策定について、ご意見をいただく機会が多いかと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本会議は、関係者および事業者・生産者代表、そして学識経験者から構成されております。皆様から貴重なご意見を広く頂戴する場としておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事の進行にもご協力

のほど、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議題のイ「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第４期）に基づく令和６年度施策実施状況の評価」について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）食と暮らしの安全推進課：梶原課長

事務局の食と暮らしの安全推進課長の梶原です。失礼ながら着座して説明させていただきます。

説明に用いる資料は資料１と資料２です。議題のイ「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第４期）に基づく令和６年度施策実施状況案の評価」についてです。皆様にはお忙しい中評価していただき、誠にありがとうございました。私の方から、皆様からいただいた評価や意見をもとに、西川会長に作成いただいた総評案と、評価の際にいただいたご意見等に対する県の考え方について報告させていただきます。

はじめに会長に作成いただいた総評案についてご説明いたします。資料１をご覧ください。こちらは令和６年度の施策の実施状況について、会長総評案をお示ししたものです。総評としましては、Ａ（達成）が１４項目、Ｂ（おおむね達成）が４項目、Ｃ（未達成）が０項目となっております。下段には、皆様からいただいた評価を達成度ごとに集計したものを掲載しており、この結果を踏まえて会長に総評していただきました。

資料２をご覧ください。こちらは令和６年度施策実施状況の案です。前半部分は、皆様に評価いただいた具体的な取り組み状況などが記載されているため、改めての説明は省略させていただきます。

資料の５２ページをお開きください。５２ページ以降は、推進会議の評価の項目となっております。

５３ページをご覧ください。このページでは、先ほどご説明しました令和６年度の評価案と令和５年度の評価一覧を記載しております。令和５年度と比較して、評価が変わった項目が２つあります。１つ目は、大分類「食の安全安心にかかる信頼関係の確立」のうち、小分類「生産者、事業者および消費者との相互理解の促進」であり、昨年度評価ＢからＡになっています。２つ目は、同じ大分類内の小分類「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」で、前年度評価ＡからＢになっています。

５４ページをお開きください。ここからは会長に作成いただいた総評案を記載しております。後ほど会長から補足をいただきたいと存じますが、小分類ごとに簡単に説明させていただきます。

ローマ数字１、「安全で安心できる食品の供給の確保」の「１生産および供給体制の確立」についてです。

「(1) 生産者の取り組みへの支援」につきましては、Ｂ評価となっております。環境保全型農業直接支払い交付金の取り組み面積が基準値を下回り、令和７年度の目標達成は困難と思われるが、当県の環境保全米は先進県であるため、環境保全米の良さを積極的にアピールしてほしい、ＧＡＰ（農業生産工程管理）の導入・認証数が低調であるが、今後はＪＧＡＰ＋ＳＡの手法で推進してほしい、などの内容でした。

「(2) 農林水産物生産環境づくり支援」につきましては、Ａ評価となっております。カドミウム低吸収イネ品種の栽培実証、家畜伝染病対策については高く評価できる。貝毒ノロウイルス対策については、監視強化により未然防止体制が良くなったことが評価できる一方、貝毒については毎年規制がかけられていることから、原因究明と対策について継続的に検討していただきたい、との内容です。

「(3) 事業者の取り組みへの支援」につきましては、Ｂ評価となっております。ＨＡＣＣＰ（ハサップ）制度に関する研修会を２区分に分けて開催し、参加施設数が増加したことは評価できるが、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理は、事業者母数を考えるとかなり少なく感じる。みやぎＨＡＣＣＰ導入支援制度について、支援件数が低調で普及が遅れているため、食品衛生協会とともに着実に成果を上げてほしい、との内容となっております。

続きまして 55 ページとなりますが、「2 監視指導及び検査の徹底」です。

「(1) 生産段階における安全性の確保」につきましては、A 評価となっております。立入検査や巡回指導、監視指導が適切に行われていることが評価できる一方、動物用医薬品販売の違反が一定件数あることから、監視や取り締まりだけでなく、適正な販売方法の周知徹底をお願いしたい、などの内容となっております。

「(2) 流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、A 評価となっております。監視指導、食品検査等が徹底されており評価できるが、次年度以降の要望として、祭りの屋台販売やキッチンカーでの販売、デリバリーや持ち帰り販売、ジビエ加工者への指導についても計画に盛り込んでほしい、との内容となっております。

「(3) 食品表示の適正化の推進」につきましては、A 評価となっております。食品表示に関する適正な指導、「食の 110 番」による監視指導は、リスク管理の一つの仕組みとして十分に機能しており評価できるが、食品表示に関する研修会、説明会の実施回数が減少していることから、さらなる普及啓発に努めてほしい、などの内容となっております。

「(4) 食品の放射性物質検査の継続」につきましては、A 評価となっております。県内の農林水産物、流通食品等について、放射性物質検査計画に基づく計画的な検査が実施・公表され、不安解消に努めたことは評価できるが、野生鳥獣肉やキノコ、山菜など基準値を超過する可能性のある食品に焦点を当てるなど、検査計画の見直しの時期に差し掛かっていると考えられる、などの内容となっております。

続きまして 57 ページのローマ数字 2「食の安全安心にかかる信頼の確立」の「1 情報共有および相互理解の促進」でございます。

「(1) 情報の収集、分析および公開」につきましては、A 評価となっております。食の安全安心にかかるアンケート調査を実施し、県民の意向を把握するとともに、ホームページなどで迅速に情報を提供したこと、また、「食材王国みやぎ」の SNS による効果的な情報発信によりフォロワー数が倍増している点は評価できるとの内容です。

「(2) 生産者、事業者および消費者との相互理解の促進」につきましては、A 評価となっております。食品工場見学会、生産者交流会は、消費者と事業者の相互理解を深める貴重な機会であり、今後も幅広くぜひ継続していただきたい。消費者モニターの「県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる」割合が昨年を上回っている点や、みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会などへの参加人数が大きく目標を上回ったことが高く評価できる。栄養教諭などと連携しながら、給食を「生きた教材」として活用するとともに、栄養教諭・学校栄養職員が不在の学校にも食材の産地情報などが伝わるような食育を展開してほしい。「高校生地産地消お弁当コンテスト」、食材王国みやぎ「伝え人」「みやぎ水産の日」を含め、かなり浸透し良い PR となっていることからさらなる発展を期待したい、などの内容でございます。

「(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、A 評価となっております。放射性物質に関する情報提供は、「みやぎ原子力情報ステーション」や X (旧 Twitter) の運用を通じて、放射性物質に関する情報の共有と相互理解が安定して得られていると評価する。今後は「ポケットサイン」の活用も検討してほしい。住民などによる持ち込み検査では、一部基準値を超過するものが確認されていることから、検査の徹底と検査結果の情報公開を継続的に実施し、消費者の不安解消に取り組むことを期待したい。ALPS 処理水の海洋放出については、風評被害なども含め、きめ細やかな対応が必要であり、引き続き検査結果を含め情報の公表をお願いしたい、などの内容となっております。

続きまして 58 ページ「2 県民参加」でございます。

「(1) 県民総参加運動の展開」\*\*につきましては、B 評価となっております。消費者モニターの活動率、消費者モニター登録者数はほぼ目標値を達成しており評価できるが、30 歳代以下の新規登録者の割合がいまだに低調であるため、SNS や QR コード付きポスターなどによる募集活動の推進を願う。また、食の安全安心取組宣言者数、食の安全安心に関する講習会参加者数は回復傾向にあるものの、積極的な啓蒙活動を願う。知識習得のための各種講習会、みやぎ出前講座、地方懇談会などについては、集客も含め積極的な開催をお願いするとともに、オンデマンド配信などの新たな手法も取り入れてほしい、などの内容となっております。

「(2) 県民の意見の食の安全安心に関する施策への反映」につきましては、B 評価となっております。消費者モニターアンケート等からの意見を反映したイベントの企画・開催等、県民の食の安全安心への不安の払拭に寄与している点は評価したいが、地方懇談会の開催回数が基準年を下回っている。県民の意見を施策に反映する機会が減少しているため、開催方法の工夫を含め、目標達成に向けた強い取組を求める。引き続き、食の安全安心に鋭敏な若い主婦・子育て層を巻き込んで、食の安全安心の確保に努めて欲しい。「食の 110 番」の取組は今後も積極的に取り組んでいただきたい。食品表示については、消費者の関心も高まっていることから、各保健所においても食品表示の相談ができることを広く周知願いたい、などの内容となっております。

続きまして、59 ページとなりますが、ローマ数字のⅢ「食の安全安心を支える体制の整備」につきましては、いずれも A 評価となっております。

(1)では、食の安全安心対策本部会議や食の安全安心庁内連絡会議を通じ、部局横断的な情報共有や施策が実施されており、縦割り行政の弊害を感じることはない。

(2)では、食に関する危機の未然防止も有効に機能しており、食の安全安心への貢献度は高い。

(3)では、カキのノロウイルス低減法についてスケールアップ試験を実施し、効果が認められた点は高く評価でき、さらなる研究の進展を望む。また、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件の把握、かきむき処理場への HACCP 導入等の監視指導を徹底したことも評価できる。

(4)では、原乳、牧草の検査を継続していること、土壌から牧草等への放射性物質の移行のメカニズムについての解明と低減化に取り組んでいることは高く評価できる。また、きのこ原木としての県内産原木林の再生・利用に向けた取組で葉の放射性物質測定により濃度を推定できる可能性もあり、モニタリング含めて調査研究を加速してほしい。

(5)では、国、市町村、関係機関等と連携等が推進され、着実に食の安全安心の確保につながっていると考えられる。引き続きリスクコミュニケーションにも注力して、さらなる食の安全安心の確保に邁進してほしい。

最後になりますが 60 ページでございます。「2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置」につきましては、引き続き県民目線で施策の実施状況について議論を重ね、宮城県のみならず、我が国の食の安全安心の確保につなげていただきたいなどの内容となっております。

以上が、会長に総評いただいた推進会議の評価の案でございます。ここで、西川会長から総評策定にあたりましての補足事項を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長補足)

ありがとうございます。私の方からは、詳細な説明を既にいただきましたので、後ほど皆様からの質疑の時間を設けますが、まず 54 ページに戻っていただいて、「1 生産及び供給体制の確立」の「(1) 生産者の取組への支援」についてです。これは B 評価となっておりますが、先ほど説明がありましたが、環境保全型農業

直接支払い交付金の取組面積が増加しているものの、なかなか目標の達成は難しい状況です。そのため、皆様の評価が低めなのだと思います。ただ、環境保全米については、宮城県は先進県であるため、今後も積極的にアピールしてほしいという意見が多かったです。B 評価ではありますが、頑張してほしいという意味です。GAP については、以前もこの会議で質問させていただきましたが、国内の需要が減る中で、海外展開、特に輸出が中心になる可能性もありますので、今後に向けて国際的な GAP を積極的に進めてほしいという思いで書かせていただきました。

次に、「(2) 農林水産物生産環境づくり支援」についてですが、これは A 評価となっています。これは、カドミウム米について適正に管理されているということや、東北 235 号の取り組みがかなり進んでいるので、なるべく早く実用化してほしいということを書かせていただきました。家畜伝染病の発生予防や高病原性鳥インフルエンザなどについても十分に管理されているので問題ないと思っております。

次に、「(3) 事業者の取組への支援」についてですが、これも皆さんから厳しい意見が多かった点です。やはり HACCP 制度がなかなか定着せず、時間がかかっているという状況です。これは宮城県だけでなく、他県でも同様だと思いますが、生産者や食品提供者の衛生管理意識の向上は、食の安全安心の第一歩ですので、これからも食品衛生協会と共同で、着実に成果を上げてほしいという思いで B 評価としました。

次に、監視指導及び検査の徹底の項目ですが、ここは A 評価が続いております。これも十分にできていると思います。

「(2) 流通・販売段階における安全性の確保」のところですが、皆様の意見としては A が 7 人、B が 7 人という形だったのですが、私の方で A とさせていただきました。これは内容的には B の部分もあったと思いますが、宮城県食品衛生監視指導計画に基づいて、かなり適切に指導がなされていること、またその水準も非常に高いと感じたこと、そして県民の皆様への食の安全への貢献度が高いことを感じたためです。

「(3) 食品表示の適正化の推進」、施策 19 についても、A が 8 人、B が 6 人という状況でしたが、A としました。これも適正に指導されていると理解できましたし、「食の 110 番」や食品ウォッチャー事業も食品表示の指導や適正化に寄与しているため、A としました。

次に、「(4) 食品の放射性物質検査の継続」、施策 22 から 23 のところですが、これも A 評価です。実際に放射性物質の検査計画に基づいた実施率が 100%でしたので、高水準であるため A としました。

次に、食の安全安心にかかる信頼関係の確立のところですが、「1 情報の共有および相互理解の促進」の「(1) 情報の収集、分析及び公開」、施策 24 から 25 は A 評価です。これについては、食の安全安心ホームページのアクセスが飛躍的に増えていることや、先ほどの説明にもありましたが、Facebook や Instagram、X (旧 Twitter) を活用して情報発信がかなり進んできているため、A としました。今後も引き続き県民への情報提供は積極的に進めてほしいと思っています。

次に、「(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」の施策 28 のところですが、これも A が 8 人、B が 6 人でしたが、A としました。消費者、生産者、事業者との相互理解を深める取り組みとして、食品工場の見学や生産者との交流会は非常に良い取り組みですので、これも引き続き積極的に行っていただきたいと期待も込めております。

次に、「(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」の施策 29 から 31 についてですが、これも A としました。これも非常に、ポータルサイトである「みやぎ原子力情報ステーション」や X での放射線・放射能の基礎知識などの情報提供がかなり進んでいること、そして相互理解も得られていると感じたため A としました。ただ、ALPS 処理水については、意見も少なくなってきましたが、やはり風評被害もあり

ますので、きめ細やかな対応を引き続きお願いしたいと思っております。

次に、「2 県民参加」の「(1) 県民総参加運動の展開」の項目ですが、ここは B 評価となっています。評価が少し低いところです。消費者モニターの活動率や登録者数はほぼ達成しているのですが、やはり若い方、30 歳以下の方の新規登録はまだ低調です。県民総参加という観点からも、やはり若い人の数は増やさなければなりません。そのあたり、もう少し SNS や QR コード付きポスターの作成・配布などの取り組みを継続してほしいという思いで B 評価としました。

次に、「(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」について、施策 35 から 36 のところも B としました。これは A 評価が 5 人、B が 8 人ということで、少し厳しい意見が多かった点です。これも、恐らく消費者モニターアンケートの回収率の低さが、委員の皆さんから厳しい意見につながっているのだと思いますが、ここも大事なところですので、引き続き回収率向上に向けて頑張してほしいという思いで B としました。

次に、「食の安全安心を支える体制の整備」のところですが、ここは全て A 評価としております。これは、この委員会を含めてですが、この会議の目的は、部局ごとに施策を実施し、それが食の安全につながる部分について、部局横断的に確認しながら情報提供し、実施していくという点です。その機能がかなり発揮できていると実感しており、委員の皆様方からの意見でも出ておりますので、この食の安全を支える体制のところは全て A 評価になったのだと思います。この会議の位置付け、役割がかなり発揮できており、宮城県民の方々への食の安全安心についての理解も深まっているということですので、全体を見ても A 評価で良いのではないかと考えてつけておりました。この会議の目的もかなり達成してきていると実感しているところでございます。

以上、補足という形でご意見を述べさせていただきました。それでは、また後ほど委員の皆様からも質疑の時間を設けますので、その前に資料 3、委員意見に対する県の考え方について説明をお願いいたします。

(事務局) 食と暮らしの安全推進課：梶原課長

ありがとうございました。続きまして、評価の際に各委員の皆様から頂戴いたしましたご意見、ご質問に対する県の考え方についてご説明させていただきます。資料 3 をご覧ください。

今回、全体で 147 のご質問、ご意見をいただきました。誠にありがとうございました。時間の関係もございますので、ご質問あるいはご意見の多かった項目についてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。説明する項目については、表を暗くし、色をつけております。

施策 1 で、「有機農業に関する相談が少ないのはすでに理解が進んでいると捉えて良いか」というご質問をいただきました。こちらにつきましては、有機農業の相談窓口は県庁と県内 9 箇所の農業改良普及センターに設置していますが、近年は、認証機関へ直接相談される方もいる、という回答でございます。

2 ページをご覧ください。施策 5 のカドミウム関係について多くのご意見を頂戴いたしました。カドミウム低吸収稲の実装につきましては、引き続き取り組むとともに、カドミウム超過米が市場に流通しないよう関係団体との調整を図ってまいります、ということでございます。

3 ページをご覧ください。施策 9 の HACCP について多くのご意見を頂戴いたしました。県といたしましては、引き続き食品営業施設における HACCP の導入と実践について、許可更新時あるいは監視指導のタイミングなどに合わせて支援をしてまいりたい、という回答でございます。

5 ページをご覧ください。施策 16 で、枝肉等残留抗菌性物質検査数（牛・豚など）が大きく減った理由に

についてご質問をいただいております。こちらにつきましては、業者の撤退により牛の取り扱い数が減少したほか、国の通知に沿って頭数を算出し検査を実施することとしたため、という回答でございます。

3 行下の施策 17 で、かき養殖海域の海水検査数が大きく減っている理由についてご質問をいただきました。こちらにつきましては、カキのシーズン開始前の海水検査を廃止したことによるものですが、安全性を確保するために使用する海水の人工浄化の指導を徹底している、という回答でございます。

6 ページをご覧ください。施策 24 の情報発信について多くのご意見を頂戴いたしました。SNS を含む様々な手段により、幅広い世代、特に若年層への積極的な情報発信・意見聴取ができるよう、制度の在り方を含めて検討してまいります、という回答でございます。

7 ページをご覧ください。施策 26 の学校給食における地場産品使用割合について、多くのご意見を頂戴いたしました。県といたしましては、引き続き使用割合が向上するよう継続して各事業を推進してまいります。

8 ページをご覧ください。施策 29 の放射性物質に関する情報発信について多くのご意見を頂戴いたしました。県といたしましては、引き続き「みやぎ原子力情報ステーション」の運営と迅速な情報発信をしてまいります、ということでございます。

9 ページをご覧ください。施策 33 で、「みやぎ食の安全安心取組宣言」の新規ステッカーについてご意見を頂戴しました。これまで店舗での掲示において、雰囲気にも馴染まない、A4 サイズで大きすぎるという課題があったことから、18cm 四方の小さいステッカータイプとし、また消費者の目につきやすいデザインにすることで、飲食店やコンビニなども含め活用しやすいようにしました。

施策 35 で「消費者アンケートの回答数が少ない」、「若年層の意見収集」といったご意見を多く頂戴いたしました。県といたしましては、ポケットサイン等を活用し、モニターだけでなく県全体を対象としたアンケートを実施することで、多くの意見を集めたいと考えております。

10 ページをご覧ください。施策 36 で、「食の 110 番」への相談件数が増加した原因についてご質問を頂戴しました。こちらにつきましては、「食の 110 番」には食品や店舗に関する苦情件数の他、食品衛生に関する県民や事業者からの相談の件数を含むため、単純に苦情が多いということではない、ということでございます。

10 ページ一番下の行からは、単独の施策ではなく、小分類へのご意見・ご質問をいただいた項目となっております。主な担当部局により県の考え方をそれぞれ記載しております。時間の関係で説明できないものが多くございましたが、後ほどご確認いただければ幸いです。

私からの説明につきましては以上でございます。

(議事進行) 西川会長

ありがとうございます。ただいま事務局からの説明でした。皆様からの意見に対する回答を含めて説明しました。他に私の補足もありましたが、できればこの場で皆様からでも、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。自分がした質問と少し違う回答を得ているということがあれば、それでも結構ですので、ご意見をいただければと思います。評価についても、ここはどうかといったことで結構です。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(氏家委員)

資料 3 のですね、私が勉強不足で分からないのかもしれませんが、1 ページの「GAP」のところで鍵括弧

付きの「する GAP」が何力所か出てきていますが、これはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

（みやぎ米推進課）

みやぎ米推進課でございます。GAP につきましては、認証機関の認証を得るパターンが多いのですが、認証にあたっては費用がかかる面もあります。県としては認証を推進しておりますが、認証を得る以前に、GAP の取組を実践するということを推進していこうということで進めているところです。それを、いわゆる「する GAP」ということで、言い方を変えて推進しようとしております。

（氏家委員）

鍵括弧になっているので、単語として使っているという感じでしょうか。

（みやぎ米推進課）

そうです。

（議事進行）西川会長

実際、認証を取る前に、まず自分たちで自主的にやりましょうということですね。

他の方はいかがでしょうか。委員の皆様、何でも結構です。いかがでしょうか。

（その他質疑なし）

それでは、評価について皆様方十分に資料を読まれ、ご判断いただいたと思いますので、もしまた後ほど気づきの点があれば、遠慮なく申し出ていただければと思います。それでは、これで議題イの「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策実施状況（案）の評価」については終了したいと思います。

では次に、議題ロになりますが、「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 5 期）」の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）食と暮らしの安全推進課：梶原課長

議題ロの「食の安全安心推進計画（第 5 期）の策定」について、資料 4 と資料 5 を元にご説明させていただきます。

はじめに資料 4 でございますが、基本計画の素案であり、計画の全体像をお示ししたものです。目次がございます、その後に続く 1 ページをお開きいただきたいと思います。「1 計画策定の背景」の 2 段落目をご覧ください。今から約 20 年ほど前になりますが、平成 16 年に「みやぎ食の安全安心推進条例」を制定いたしまして、それに基づきまして第 1 期基本計画を策定し、食品の生産から消費に至る一連の過程において、県の各部局が策定する各種計画に基づいて、食の安全安心確保に関する施策を展開してまいりました。

3 段落の後段でございます通り、第 5 期計画の策定にあたっては、食の安全安心確保に関する施策が、県の各種計画においても規定されていることから、各種計画との関連性を分かりやすく整理することで、行政

効率化の観点との両立を図るというふうに記載しております。

10 ページをお開きいただきたいと思います。この表では、第 5 期基本計画の施策体系を一覧にしたものです。各計画との関連性を明確にしたいと考えまして、個別施策が位置付けられている関連する各種計画を、右側に記載しております。このように、第 5 期基本計画は、県庁内の各部局が策定する計画のうち、食の安全安心に関する施策を抜き出してパッケージングしたものだとご理解いただけるかと存じます。なお、この後説明いたします小分類毎の数値目標につきましては、一部、第 5 期基本計画の策定に合わせて改めて設定しておりますが、原則としましては、各施策はそれぞれの計画に基づいて推進することとしております。

それでは、今回報告する数値目標部分をまとめた資料 5 について説明させていただきます。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。前回の推進会議で数値目標の方向性についてご承認いただいたところですので、今回は具体的な目標値について説明させていただきます。

この資料では、各ページにおいて小分類毎に設定した数値目標と、その目標を達成するための手段としての個別施策、およびその内容、加えて参考として一番右列にその個別施策が位置付けられている関連計画や法令などを記載しております。左から 3 列目、小分類「適切な生産資材製造業者の監視・検査」の数値目標は 3 点あり、「農薬販売者立入検査実施率」「家畜用飼料製造者立入検査実施率」「養殖用飼料製造者立入検査実施率」となります。これらは、毎年度計画する検査件数に対する実施件数、または事業者数に対する検査実施事業者数によって算出し、それぞれ 100%の達成を目標としております。法律に基づいて確実に検査を実施することにより、生産資材の安全性を確保するものです。検査の実施という施策の性格上、5 年で数値を向上させるというわけではなく、毎年度 100%を達成することを目標としております。

表の中ほどに、これらの目標を達成するための個別施策と、その主な内容として、農業・畜産・水産の分野においてそれぞれで生産資材製造業者などの立入検査を実施する旨を記載しております。なお、一番右列に記載しておりますが、これらの個別施策は他部局で所管する法令や計画に位置付けられているものです。先ほど説明させていただきましたが、農業・畜産分野では「みやぎ食と農の県民条例基本計画」、水産業では「水産業の振興に関する基本的な計画」に位置付けられていることから、基本的には各計画に沿って施策を実施することになります。

2 ページをご覧ください。小分類「適切な生産に向けた生産者の指導」の数値目標は 4 点あり、「農薬使用者立入検査実施率」「畜産物食品規格基準違反率」「貝毒調査実施海域カバー率」「原木キノコ出荷制限解除者数」となっており、生産者に対し適切な資材使用を指導・支援していくことで、安全性を担保する内容となっております。農薬使用者立入検査実施率については、立入検査実施計画と実施件数によって算出し、先ほどと同様、毎年度で 100%を達成することを目指します。畜産物食品規格基準違反率については、生産者への適切な指導の結果として、当課で実施している畜産物の食品検査において、基準違反を出さないことを目標としております。こちらも年々改善するという目標ではなく、年度で 0 を目指すという目標でございます。貝毒調査実施海域カバー率につきましては、海水という生産資材を適正に使用するための前提部分となり、生産・出荷を実施している海域に対し 1 回以上の貝毒検査を実施した海域数によって算出され、100%達成を目指すことで、適切な環境下での生産を支援するものです。原木キノコ出荷制限解除者数については、福島第一原発事故により出荷を制限されている生産者に対し、汚染のない生産資材の購入支援や生産工程管理を徹底させることで、令和 5 年度時点で 61 名である出荷解除者を 66 名まで増やす目標としております。

小分類を達成するための個別施策は記載の通り、各計画に基づいて推進してまいります。

3 ページをご覧ください。小分類「食の安全性確保に関する知見の蓄積」は、研究や調査といった施策で

あり、具体的な数値目標は設定しておりませんが、全体として研究や調査を継続し、科学的知見の蓄積を推進することとしております。

4 ページをご覧ください。小分類「適切な監視指導及び食品検査の実施」の数値目標は 3 点あり、「監視指導実施率」「食品検査実施率」「食品表示ウォッチャー調査における再指導店舗数」となっており、監視指導実施率および食品検査実施率につきましては、県が策定する監視指導計画件数に対する実施件数によって算出し、年度で 100%を達成することを目標としております。食品表示ウォッチャー調査における再指導店舗数については、毎年度ウォッチャーからの各種疑義情報をもとに調査や指導を行っておりますが、2 年連続で同一店舗に指導が入らないよう、適切な行政指導を実施し、流通から消費の段階における適切な食品表示を確保するものです。令和 5 年度では令和 4 年度に指導した店舗のうち、2 店舗に対して連続で指導するということになりましたので、それをゼロ、すなわち再違反とならないような適切な指導を行ってまいります。

5 ページをご覧ください。小分類「食品事業者による安全性確保に向けた支援」の数値目標は、「みやぎ食の安全安心取組宣言」登録者数となっております。衛生管理能力の高い事業者を育成支援の結果として、自らの衛生管理にかかる自主基準を設定・公表する事業者である「取組宣言者」数を、令和 5 年度の 1,898 者から 2,500 者に増加させる目標でございます。

6 ページをご覧ください。小分類「幅広い県民意見収集機会の提供」の数値目標は、「県民アンケートにおける情報収集に対する満足度」となっております。これまでの推進会議での議論がございましたが、安心は主観的なものであり、具体的な施策の結果をもって安心であるか否かを測ることが困難であるため、毎年度実施している消費者アンケートにおいて「県による情報収集に関する満足度」を問うことで指標化しようと考えております。次年度以降、新たに設問を追加してアンケートを実施するため、基準値はありませんが、現在の第 4 期計画における“情報発信の満足度”の目標を 70%に設定していることから、同じく 70%を目標としています。

なお、本年度からアンケートの対象を約 1,200 人の消費者モニターのみではなく、消費者モニターに加え、ポケットサインを活用し県民全体に広げるため、回答数が大幅に増加する見込みですが、7 割の満足度を目標に進めてまいりたいと考えております。

7 ページをご覧ください。小分類「食の安全安心に関する情報発信」の数値目標でございますが、「県民アンケートにおける情報発信に対する満足度」となっております。先ほど説明いたしました情報収集と同様の考え方で目標を設定しておりまして、アンケートにおいて 70%の満足度を達成することを目標としております。

8 ページをご覧ください。小分類「消費者等に対する研修会等の実施」の数値目標は、「県民アンケートにおける知識習得に対する満足度」となっております。先ほど説明いたしました情報収集、情報発信と同様の考え方で目標を設定しておりまして、アンケートにおいて 70%の満足度を達成することを目標としております。

9 ページをご覧ください。小分類「危機管理体制整備と対応マニュアルの整備」は、危機管理体制整備に関わるものでございます。数値目標は設定しておりませんが、食を起因とした健康被害の防止、迅速な対応に向けて、県組織における体制と各種マニュアルを整備し、適切な対応を実現してまいります。小分類を達成するための個別施策は記載の通りでございますが、これらは他の計画に位置付けられていないため空欄としております。第 5 期基本計画独自の施策として適切に推進してまいりたいと思います。

第 5 期基本計画素案の目標について説明させていただきました。資料はございませんが、前回の推進会議

の際にスケジュールをご説明させていただいたところでございますが、9月の議会定例会におきまして、基本計画の中間案として報告させていただきます。その後、県民から意見を募集するためパブリックコメントを実施し、次回開催を予定しております11月の推進会議におきまして、最終案をご承認いただく予定としてございます。私からの説明は以上でございます。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。ただいま「食の安全安心推進基本計画（第5期）」についての説明と、数値目標、またその施策がどのように位置付けられているのかも含めてご説明いただきましたが、皆様方から何かご意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

（立花委員）

資料5の2ページの下から2段目の貝毒カバー率の件ですが。その中の主な施策内容で「（養殖者）事業者に対して医薬品の適正使用や養殖管理の実施に対する指導」とありますが、この「（養殖者）事業者」は何を指しているのでしょうか。どのような医薬品の適正使用でしょうか。これは養殖漁業者を指しているのか検査機関のことなのかよく分かりません。

（水産業基盤整備課）

水産業基盤整備課です。この「養殖者」というのは、養殖生産者に向けて養殖の医薬品などに対する指導を行っているという意図でございますが、今のところ実績はございませんので、相談があれば適宜対応することにしております。

（事務局）

事務局から補足させていただきます。貝毒と医薬品には直接の関係性はありませんが、海水というものも適切な資材の一つであるという見方をしておりまして、養殖事業者などに対しても、適切な環境で生産してくださいという指導をするという意味でございます。

（西川会長）

それでは私の方からですが、この推進計画で数値目標等を説明いただきましたが、説明にもありましたように、各施策は資料を見ると右の方に部局ごとに様々な基本計画などに基づいて出されたものを、食の安全安心にかかる部分だけ抜粋してここに挙げていただいています。

食の安全安心の確保は非常に重要な視点ですので、この基本計画は生産から消費に至るまでを網羅する総合計画として非常に重要だと考えております。しかしその一方で、今お話しした通り、計画の中には、元々他の部局、他の計画でもこの計画の施策と同様の内容が位置付けられていることが資料5からお分かりいただけたと思います。それぞれ各部局でその計画の進行管理は実施しておりますので、実際にはこの場でも確認しますが、他のところでも確認しているわけです。ですので、業務的に重複している部分もあるということもご理解いただけないでしょうか。

実は私、この会議以外にも行政評価の中で施策評価委員もしておりまして、そこでも同じ資料が出てくるのです。そのため3回ぐらい同じ確認をしていることになっています。もちろんこの会議は食の安全安心を

抜き出しているため、当然重要な意味を持つものですが、今日の状況を見ても、担当部局から担当の方が出てきていただいて質問があればお答えするという形をとっておりますけれども、業務的にもなかなか効率化が図れていないのではないかとというのが少し気になる部分でございます。

実際、この計画を立てる中で、もう少し効率化を図れないかということを考えておりまして、そのあたり、担当課の課長などに、その後どう考えているかお聞きしたいと思っております。

（食と暮らしの安全推進課）

ご質問ありがとうございます。この基本計画でございますけれども、「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づきまして、生産から消費までの一連の過程における食の安全安心確保の各種施策を推進するために、平成18年に第1期計画を策定し、これまで約20年間継続している状況でございます。ただ、ご指摘いただきました通り、この計画そのものは、県庁各部で実施している計画に関して、食の安全安心に関する施策を抜き出してパッケージ化した部分がございます。それぞれの計画において進行管理しておりますので、多くの施策についてもご指摘の通り、進行管理が重複している部分があるかと思います。そのため、第5期計画におきましては、全体的に分かりやすさを追求しつつ、業務の効率化を図るためにも、他の計画との関連性を明確にさせていただきました。

（西川会長）

ありがとうございます。そのようなことを考えますと、もう少し効率化を図るという意味において、重なっている部分は少し除いた形で、もちろん食の安全安心に関わることは推進するのですが、重複している部分については、それぞれ別の部局で管理しているということですので、そこを除いた上で効率化を図るということも大事なのではないかと思います。また、今年の第4期の評価でも、体制整備の項目は、A評価をつけている委員が多いです。この会議は平成18年から始まり約20年間続いておりますが、会の目標としている部分については実現できているのではないかと思いますので、少し効率化を図る時期に来ているというふうに個人的には考えております。

そのあたり、もう少し簡略化しても進めていけるようにしてみてもどうかと思いますが、部長レベルでないと判断できない部分もあると思いますので、もし部長の方でそのようなお考えがあれば、ご意見を伺いたいと思っております。

（環境生活部長）

ありがとうございます。おっしゃる通りでございまして、私としても食に関しまして県庁が横断的に、生産から消費まで一貫通貫で施策を可視化し報告することの重要性は感じているのですが、一方で資料5でもご説明させていただいた通り、関連する部局、あるいは計画としては大きく6つぐらいあります。1つは、私たち環境生活部で食品衛生法に基づいて食品の監視指導をしている「宮城県監視指導計画」が大きいです。そこに各分野で、農業分野では「食と農の県民条例基本計画」があります。水産業関係では「水産業振興基本計画」があります。キノコ関係では「森と緑の県民条例基本計画」というのもあります。また、学校給食や食育については「食育推進プラン」というのがあります。そして、東日本大震災以降の放射線関係の測定の検査計画というものと、大きく6つのものを全て網羅した形で、横断的にこれまでずっと可視化して成果を報告し、評価をいただいて、それを取りまとめたのがこれまでの状況でございました。

今、会長からお話しいただきました通り、条例制定から 20 年が経過し、これまで一定の県庁各課での進行政管理の体制は整えられてきたと思っておりますし、所期の目的は達成されてきているなと感じております。また、我々としても行政事務の効率化という部分は必要だと考えております。

いただいたご意見を踏まえまして、今後、今回の基本計画にもできるだけ分かりやすい表記に努めさせていただきますし、必要に応じて、推進会議ですとか、あるいは条例のあり方も含めまして、次回の会議で、その見直しの考え方と言いますか、もう少し我々事務局で対応案を検討させていただき、ご報告させていただければと思います。

(西川会長)

ありがとうございます。部長からもご意見をいただけると、この会としても、もちろんこの会は、様々な部局から出てきた食の安全安心に係る部分を、県民の皆様適切に情報として知らせて、食の安全を確保するというのが第一の目標であり、様々な情報を常に県民の皆様にお伝えしていかなければなりませんので、この場があることは大事だと思います。他県を見ても、部局横断的にこのようにされている県は他にないと思います。ですので、非常に貴重な会だと思いますけれども、今話し合っているように、やはり業務の効率化も少し大事になってきています。

実際、皆様もご存知かもしれませんが、行政に関わる仕事がしたいという方が少なくなっているというか、そのような状況もあり、私の大学にも相談が来ますが、「県の職員を受け入れる人が少なくて困っています」といった話もよく聞きます。本当に人も少なくなっている中で、業務も効率化していくというのも大事ですし、そうは言っても県民の方々に対しても情報を提供することは大事です。ですので、ある程度基本を押さえながら、効率化を図っていくというところを少し考えていただければと思いますので、そのようなことを次期計画の中でも取り入れていければと思います。

ですので、そこを少し進めていただければと思いますが、委員の皆様の方からも少しそのあたりご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。この会議ができて 20 年ということで、所期の目標は達成できていると思えますし、他県にはない取り組みということで、非常に良いなと思っております。ですので、この会議は続けますけれども、やり方についてもう少し効率化を図りたいということでございます。

(門脇委員)

西川会長の意見に賛成です。

(議事進行) 西川会長

どうもありがとうございます。石川委員、どうぞ。

(石川委員)

宮城県生活協同組合連合会の石川でございます。今日お話を聞かせていただきまして、前回会議を欠席させていただいたのですが、前回の資料を読ませていただき、今回、大分類から中分類、小分類というような分け方をすごく分かりやすく良い形になさったと思っております。どうしても上位計画があり、それに伴う基準がございまして、それに合わせた形で食品の生産、流通、そして消費者までの様々な基準・規格基準に合わせた安全という形になるかと思いますが、第 4 期計画における大分類の「協働」というところが、この

会議では非常に特色がある部分だと思います。

事業者、生産者、流通、そして私たちのような消費者が協働して食の安全安心に取り組むというところを強調していただき、そこからコミュニケーションをよく取り、何か新しいものが生まれてくるような形が見えてくるのではないかと考えております。その部分をより強調していただいた施策になればよろしいのではないかと、一消費者としても思っているところでございます。以上です。

（議事進行）西川会長

貴重なご意見ありがとうございます。星副会長。

（星副会長）

星です。今回の計画を見て、上位の関連計画素案との結びつきが見える化され、非常に分かりやすいと感じております。この会議のこれからの舵の取り方として、「食の安全安心」ということでパッケージ化されたことで、様々な施策が進行しているところを、この会議がハブのような形で進行管理をするという立ち位置ではなく、その施策の情報を集めて、食の安全安心に関わる部分を県民に発信する、そのハブ的な位置付けというふうに舵を取っても良いのではないかと私も感じております。

進行管理はそれぞれの部局に重点を置いて実施していただき、その進行度合いを見て、何か意見があればそれらを伝え、その成果を県民の方に情報発信する、食の安全に関するものをまとめて情報発信するというような、立ち位置に変えていっても良いのではないかとというのが私の意見です。

最近「ポケットサイン」の方からアンケートがポップアップで飛んできて、今まではホームページを見に行くなど自分で行わなければならなかったのですが、情報がスマートフォンにポンと出てくるのはすごく良いと思いました。そしてアンケートを行うと「あなたは消費者モニターですか？」「そうではありませんか？」という質問から入っていて、消費者モニターという制度があるのだということを知らない方には、県がこのような活動をしているという PR にも繋がるのではないかと感じました。ですので、そういった情報発信の方法、様々な SNS や媒体がありますので、そういったところが、ずっと懸念されている若い世代の意見の取り込みや、消費者モニターという形だけでなく、一般の方々の意見がどれぐらい集まるかというのも、今回のアンケートでデータが取れるかと思えます。そういった点で、この会議をぜひ施策の運営管理や進行管理ではなく、横断的なハブとして情報収集し、県民への情報発信する役割を担う会議へと考えていただけたら良いかと思えます。

（食と暮らしの安全推進課）

ありがとうございます。次回までに、今いただいた意見も踏まえまして、あり方について見直ししてまいりたいと思います。また、「ポケットサイン」について触れていただき、ありがとうございます。7月29日の段階で1万6091件のご回答をいただいております。閲覧者に対する回答率は57%と高く、前年度のアンケートと比較しても30倍以上の回答数で、40歳以下の世代からの回答も4割と多く、好調に推移していることから非常に効果的だと感じています。回答期限は8月15日までですので、まだ増加すると思いますが、今後もこのようなものを活用し、周知を図っていきたいと考えております。

（議事進行）西川会長

ありがとうございました。条例や推進会議のあり方については、次回また事務局から検討結果が報告されるかと思いますが、今回はこの第 5 期の基本計画について、生産者という視点から庄子委員、何かご意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

（庄子委員）

興味があったところで話させてください。農薬に関して、資料 5 の 1 ページ目、「農薬販売立入検査実施率」という項目のところですが、この「農薬管理指導士の養成研修」にすごく興味があって、このような養成研修の開催告知は、どういうところでされているのか教えていただきたいと思います。

（みやぎ米推進課）

みやぎ米推進課でございます。県の制度になるのですが、県では、農薬の取り扱い者の資質向上や農薬の安全対策を推進するため、「農薬管理指導士」という資格制度のようなものを実施しています。内容は研修会を受けていただいて、所定の課程を終了すれば、管理士としての認定書を交付する形になっており、主に JA の営農指導の方や、ゴルフ場などでの農薬使用業務に携わっている方々を対象に研修会を開いています。農業者の方も受講していただくことが可能ですので、ぜひ機会があれば受講していただければと思います。

（議事進行）西川会長

それでは、一般の消費者の方々にご意見を伺いたいのですが、伊藤委員と阿部委員はいかがでしょう。一般の消費者という視点で何かご質問があればと思います。何でも結構です。これを見てここが分かりにくいといったことがあれば、どちらからでも結構です。

（伊藤委員）

伊藤と申します。よろしくお願いいたします。すごく基本的な質問をしてしまうかもしれませんが、農薬とか家畜用飼料の検査についてですが、これは実際に現地に行って検査するような感じだと思うのですが、実際どのような手続きを踏んで実施するのか、簡単で良いので教えていただけるとありがたいです。

（みやぎ米推進課）

農薬に関しては、例えば販売業者への立入検査については、事前に販売登録をしていただいていますので、登録された事業者の方々のところに、アポイントなしでの検査になりますが、訪問させていただき、実際に農薬がきちんと管理されているか、販売台帳が整備されているかなどを現場で確認します。実施しているのは県職員ですが、地方振興事務所の農業関係部署の職員が、不定期ですが、現場に行って検査をしています。

（伊藤委員）

ありがとうございます。ということは、相手にしてみたら突然来た、となると思いますが、あらかじめこちらでどこへ行くか決めてあって、それを 100%達成するかどうかというイメージで合っていますでしょうか。

（みやぎ米推進課）

その通りです。毎年年度始めに今年度は何件検査しますという計画を立てていただいていますので、その計画通りに検査ができたかどうかを今回評価しようと思っています。

（伊藤委員）

ありがとうございます。以上です。

（議事進行）西川会長

阿部委員、いかがでしょうか。

（阿部委員）

ありがとうございます。全般的な意見になるかもしれませんが、私がそもそもここに座っているのは、食に対しての不安を感じたところから始まりました。家庭で食べる食事というものも含めてですが、我が家で出される食事はある程度食材も含めて調理も見えるので、非常に安心できて感じていました。しかし、飲食店を含めて、いわゆる食材というものに若干不安を感じてしまったところから、この食の安全に対する関心が始まりました。現時点では、私の妻が野菜の高騰なども含め、狭い庭ですが家庭菜園の割合を増やしながら野菜を作り、採れたての野菜を食べているという状況です。そのような状況から、ウォッチャー、それからモニターという形で、そもそもこの食の制度を知ったのが「県政だより」から始まりました。いわゆる食に対しての不安がなければ、このような段階的に食というものを考えることはなかったと思います。話が長くなりましたが、先ほど各部局の計画を取りまとめて一つにしているというお話を初めて伺いましたし、それに対して会長からの業務の効率化といったところは、今後非常に大事なのではないかと思います。なおさら「ポケットサイン」などで食に関心を持っている方々がだいが増えてきていると感じますので、ぜひ今後とも、今の状態をベースにして、さらに 1 段階、2 段階上がっていただけるような運営の仕方をぜひお願いしたいという意見で、お話をさせていただきます。ありがとうございます。

（議事進行）西川会長

木村委員、よろしければどうぞ。

（木村委員）

婦人連絡協議会の木村と申します。よろしくお願いいたします。先ほど「ポケットサイン」の話が出ましたが、私の周りの方たちは、ポイントがもらえるということでこの「ポケットサイン」をダウンロードしたという感じです。ただ、その中身をどのように活用したら良いかということをまだ分かっていない方がほとんどだと思います。私自身も最初はそうでしたから、そこはせっかく「ポケットサイン」を取り入れたのですから、もう少し皆さんに「こういう風に使うと良いんだよ」というような広め方があっても良いのかなと思っています。

それから、食育推進プランですが、私もこれに関わっております。子供たちが楽しみながらやっているというのは私たちの地域ではやっておりますし、若い世代とも関わっております。ただ、年を取ってから食について考える人たちは、「もう年だから」といった感じで、ただ食べれば良いというような感じの人が

ほとんどです。しかし、やはり長生きしてもらうためには、食の安全性について「こういうことが安全なんだよ」とか、「こういうことに気をつけないとダメなんだよ」といった、ここに出前講座とありますが、それをもう少し深く広めてほしいと思いました。以上です。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。そのあたり、講座のやり方でしょうが。

（環境生活部長）

ありがとうございます。今、県民約 220 万人のうち、大体 60～70 万人ぐらいの方が「ポケットサイン」アプリを登録しており、現在第 2 弾のキャンペーンも実施しており、どんどん増えている状況です。正確な数字は手元にありませんが、だいが導入いただいた県民の皆様が増えております。「ポケットサイン」は、まず防災の面で使っていただきたいと考えております。私たちは東日本大震災を経験したからこそ、避難所で QR コードを読み込むことで、皆さんがどこにいらっしゃるかを管理できますし、次の避難所に移った際も名簿を書かなくても分かるようになります。それに加えて、アレルギーや薬など、日数が経つにつれて皆さんの必要なものが変わっていくということを私たちは経験しました。このアンケート機能があることで、防災アプリとして、かつアンケートで日々そういったニーズを把握できるのが「ポケットサイン」の大変大きな特徴となっております。今回の豪雨ではすぐに活用する場面には至りませんでした。いざ起きた時にはすぐに活用できるようにということを考えて、まずダウンロードしていただいたことを本当にありがたく思っています。日頃使えるようにするという点については、これから考えていかなければなりませんが、先ほど星副会長からもご意見をいただきましたように、様々なアンケート機能などもありますので、引き続き工夫していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

（事務局）

食育の関係は、出前講座として事務局の方からご説明させていただきます。

出前講座につきましては、うちの県の広報課の方で様々なメニューを実施しておりまして、食に関する関係につきましては、私たち食と暮らしの安全推進課であれば、この計画や県民参加運動、食品表示なども行っております。食育に関しては、健康推進課の方で食育推進プランについて設けているようですので、様々なメニューがございます。

例えば食品表示であれば、地元の町内会の方などからも頻繁に依頼がございますので、地域の皆様のコミュニティなどで必要なものがあれば、このようなメニューを希望していただきたいというのをぜひご相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

（議事進行）西川会長

よろしいでしょうか。まずは窓口に言ってみると、きちんと対応してくれると思いますので、よろしくお願いいたします。中西委員、何かありますか。なければなしで結構です。（意見無し）。立花委員、いかがでしょうか。

（立花委員）

先ほども触れられましたが、この 20 年経過しているということで、当初の消費者の考え方と今の考え方はだいぶ変わってきており、それに対応するように変化していかなければならないと思います。その中で、やはり東日本大震災があり、放射能の問題がさらに大きくなってきたということもあって、やはり随時その時に対応したことをしてもらいたいですし、また、自分たちがせっかく生産しているものが安全安心であることを、消費者にどんどん伝えていく広報を、もっと大きくしっかりしてもらいたいと思います。地産地消など、消費がどんどん伸びるように、我々生産者団体としてそれを望んでおりますので、一つよろしくお願ひしたいなと思います。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。渡部委員と門脇委員からもお願いいたします。

（渡部委員）

食肉市場の渡部でございます。食肉市場とは全く関係ない話ですが、私も農薬管理指導士の資格を持っております、家庭菜園などをやられた方はお分かりになるかもしれませんが、キャベツを畑で作ると、農薬をまかないと場所によってはモンシロチョウが寄ってきて虫食い状態、蜘蛛の巣のようになってしまうことを経験された方もいるかもしれません。

私は昔、農家を回る JA の指導員をしておりまして、田んぼで米を育てる際に、種をまいて芽出しをするわけですが、そこに農薬をまいたら稲が枯れてしまったという経験がありました。農薬というと、皆さん殺虫剤をイメージするかもしれませんが、実は殺菌剤というのもありまして、病気を出さないようにする農薬もあります。その時に、殺菌剤をまいたのに枯れてしまったという話でしたが、実際に農家さんのところを回ってみると、殺菌剤と間違えて除草剤をまいてしまったということがありました。そういったところは袋を見たりすると分かるのですが、食の安全安心というのは、どちらかという生産者の方々が気をつけて実施することもあると思いますし、環境保全米の話もございましたが、環境保全、減肥、減農薬で育てているということだと思いますが、消費者の皆様の理解があって、そこに価格がついて初めて、生産者たちに手取りが増えていくという取り組みだと思いますので、そういったところのアピールも大切なのではないかと個人的には思っておりました。個人的な意見で申し訳ありません。

（門脇委員）

私も渡部委員と同じような考えもあるのですが、私は今の仕事をする前は JA の職員でした。今、市場という立場で流通の方に関わっていますけれども、やはり食に関わる一番最初の人たちは生産者なのです。毎日、私の市場に生産者が来ます。この時期、本当に汗水垂らしてナスやキュウリなどを持ってきてくれます。やはり生産者は、今この話にも出てくる様々な規制があったりして、技術指導も受けながら一生懸命頑張っています。その生産者と消費者、そして私たち仲介にいる人間が、もっと身近に様々な接点があれば良いと思います。消費者の皆様もなかなか日々の生産に追われて、様々なことに目を向けられるような状態ではないのですが、様々な技術指導、農業指導、県の普及センターなど、様々な指導を受けながら頑張っている姿も、消費者に届けられるようなシステムだったら良いかと思います。どこかに、規制のことばかりではなく、頑張っている姿も消費者に分かってもらいたいという思いがありますので、そういったことも取り入れてもらえればと思います。以上です。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。それでは、生産者でもありますが、食品衛生という立場で及川委員にお聞きしましょうか。

（及川委員）

及川でございます。私の専門は、南三陸町で蒲鉾屋を営んでおります。いわゆる水産加工業者ですね。水産加工業者は、私、仲買人の権利も持っていますので、ほとんどよほどのことがなければ魚市場に行きます。今日は高速バスに乗るため、朝が早く行けませんでした。最近毎日毎日、伊勢海老が上がっているのです。最初は1匹2匹と思っていましたが、先日、この津波の前には伊勢海老が20匹ぐらい上がっていました。つまり三陸の海で伊勢海老が育っているということ、夏は夏らしい魚がおり、確かに真鯛などは増えていますが、私が子供の頃では見たことのない太刀魚が山のように上がっています。これだけ今、海は変わっております。その変わっている海、高温、そして海水温の上昇、そこに今度のカムチャツカ沖の津波で牡蠣棚が相当やられております。気仙沼の市長さんが昨日テレビで話していましたが、かなりのカキが今度は落ちると思います。つまり次のカキのシーズンにまた不安が出るといった環境であります。

もう一つ話を飛びますが、秋鮭の遡上が皆無です。三陸の海には、放流した鮭が帰ってきて、それで潤っていた業者がたくさんいたわけです。私たちも水産加工でその鮭をたくさん使っていたのですが、それができない。そうしますと養殖になるのですね。今、私たちはどうしているかということ、私は淡水魚組合の組合長もやっておりまして、銀鮭を白鮭の深場のプールに放しました。大体1万8000匹と言いますが、気仙沼まではもっとやっていますが、この銀鮭を大きく育てて、そうしますと大体11月頃養殖業者に売り渡すわけです。これがうまくいくかどうかは分かりません。しかし、これくらいのことを始めないと、海にいるものだけを捕れば良いという話ではないのです。さて、そこで、先ほど農業の話になりましたが、銀鮭の稚魚に餌を与えますよね。白鮭の餌と違うのです。そして今度、仮に白鮭が孵ったとして、一方に銀鮭の稚魚が泳ぎ、他方に白鮭がいるということはできないのです。白鮭と銀鮭の養殖プールを一緒にしてしまったら、これは成り立たないのですよ。なぜかということ、水が回って、その餌や薬品で一方に支障が出るのです。そのため、北部に本吉という地域があるのですが、本吉で初産卵を集中させ、別のところで鮭を育ててもらい、それを放流するといった、このような事態になっているのです。ですから、私がここを見て、薬品とか色々ありますが、今、水産でも複雑なことになっているわけです。

もう一つ何を言いたいかというと、生産者は生産者で本当に苦労して生産していますので、生産する人に感謝の気持ちを持っていただきたいのです。例えば、米が少々高くなったからといって、いちいち目くじらを立てることはないのです。マスコミも悪いのです。米農家がいなくなったら大変なことなのですよ。輸入米に頼らなければならないというのは大変なことです。そうしますと、我々官民、そして消費者は、全部一体となって、食料危機に関心を持ち、生産者に対して寄り添うべきです。生産者も甘えてはいけませんが、そのようなことを一体とならなければならない。たまたま私は今日この会議で、農業、畜産、水産、そして原子力の話と、このような幅広い話を聞けるわけです。そうすると食に対して非常に立体感を持って、理解を持っていくということは、作る方も、食べる方も一体となって、より寄り添いの気持ちが必要なのではないかと思います。ここで何か新しいものが生まれるのではないかと。漠然とした話ですが、それくらい今、変化の時ではないかということをお願い申し上げます。以上です。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。食の安全から広く生産のご意見になってしまいましたが、ありがとうございます。それではまず、「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）」について審議したいと思います。まずこの案で進める形でよろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、皆様方からご承認いただいたということで、次回、推進会議として最終的な答申案を確認しまして、知事に答申するという形になるかと思います。ありがとうございました。

それでは議題口については終了しますので、続いて報告に入りたいと思います。報告のイになりますが、「食品に係る放射性物質の検査結果」について、事務局からお願いいたします。

（事務局）食と暮らしの安全推進課：中田技術副参事

報告のイ、「食品に係る放射性物質検査結果について」、令和 7 年 4 月から 6 月の実施結果を報告します。資料 6 をご覧ください。

この資料は、県の関係部局のそれぞれで実施している検査のうち、食品に関係する検査の結果を取りまとめたものとなります。令和 7 年度の検査状況は、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉、流通食品、県民持込物を合わせて 4 月 1 日から 6 月 30 日までに、5,533 点を検査しました。

このうち、基準値を超過したものは合計 16 点です。これらは、下段部分に記載の通り、全頭検査の対象となっている食用の野生鳥獣肉と、出荷制限地域における林産物のモニタリングを目的とした検査によるものです。基準値を超過したものは全て廃棄され、一般市場には流通していません。

なお、検査結果については、「みやぎ原子力情報ステーション」で、品目別に公表しております。

報告は以上でございます。

（議事進行）西川会長

ありがとうございます。ただいま事務局からの説明につきまして何かご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは報告は以上となりまして、3 番の「その他」がございしますが、事務局から何かございますか。お願いいたします。

（事務局）

事務局から 1 点、環境生活部で実施しております事業についてご説明させていただきたいと思います。委員の皆様のお手元に、カラー刷りの 2 枚のチラシをお配りさせていただいているかと思います。こちらのチラシにつきましては前回の第 1 回推進会議でもお配りしたものととなりますが、説明する時間がなかったため、改めて今回ご説明させていただきます。

こちらは、環境生活部の循環型社会推進課で実施しているポケットサインを使った「フードロスクーポンミニアプリ」となっております。参加する店舗さんがアプリを使って、賞味期限が迫っている商品など食品ロスになりそうな商品に対してクーポンを発行し、それを見た消費者が購入するというアプリとなっております。

ます。こちらは今年の 1 月から一部地域で先行実施し、4 月からは宮城県全域に拡大して実施を行っているアプリとなっております。このアプリの最大の魅力としましては、まず参加事業者も消費者もいずれも一切費用がかからない無料で利用できる点と、先ほども「ポケットサイン」のお話がありましたが、現在県民の約 70 万人の方がアプリを登録しているということは非常に大きな点だと思っています。2 枚目に「参加店舗募集中」ということでチラシをお付けしているのですが、特にユーザーとして 70 万人の「ポケットサイン」ユーザーがいますので、今後はこの参加店舗を募集していかなければならないというところで、今力を入れて広報させていただいているところでございます。参加事業者の皆様のメリットとしましては、これまで処理費用をかけて廃棄していた商品を収入に変えることができることや、新規顧客の獲得にもつなげられること、そして食品ロスに関しては物価高の影響もあり世間の関心も高いことから、食品ロス削減に貢献する企業としてのイメージ向上といったメリットがございます。もし委員の皆様相知りの事業者さんの方で、これに興味があるという方がいらっしゃいましたら、ぜひこのチラシをご紹介いただきまして、ご不明な点でもございましたら、遠慮なくチラシに記載しております循環型社会推進課の方にお問い合わせいただければと思います。

このようなアプリを活用して、先ほどの部長からの発言もありましたが、「ポケットサイン」アプリを県民の一つのインフラとして使っていきたいと考えておりますので、委員の皆様も周知のご協力よろしくお願ひしたいと存じます。以上でございます。

（議事進行）西川会長

ありがとうございました。皆様、よろしくお願いいたします。それでは、他にはございませんか。これで本日の議事を全て終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

（閉会）

委員の皆様、本日は活発なご議論ありがとうございました。次回の会議につきましては、11 月 14 日金曜日の午前を予定しております。追って開催のご案内を差し上げますので、ご出席いただけますようお願い申し上げます。では、以上を持ちまして会議を終了いたします。本日は長時間にわたりどうもありがとうございました。